

高等部進路だより

令和2年7月3日(金) 第1号
県立村上特別支援学校 進路支援部

よろしく申し上げます

学校が再開し、1カ月が過ぎました。高等部では今週から全学年での校内実習が始まり、生徒たちは「働く」ことを意識しながら、それぞれが目標を設定して仕事に一生懸命取り組んでいます。職員も精一杯支援していきます。どうぞご家庭での励ましをお願いいたします。

高等部進路だよりでは、企業就労や福祉サービスの様々な情報をお知らせします。今年度は新型コロナウイルスの影響で、例年と違った就職活動の日程や福祉利用手続きを行うことになります。3年生で「卒業後の福祉サービス利用を希望する」生徒の利用手続きについて、先日村上市、胎内市と打ち合わせを行いました。また、来週から就職活動もスタートになります。今回の進路だよりでは、これからの流れについてお知らせします。3年生の保護者様は確認いただき、1、2年生の保護者様には今後の参考にしてください。保護者の皆様にご協力いただくことも多くあります。どうぞ引き続きよろしくをお願いいたします。

進路に関する年間活動内容（主要日程）

1 卒業後の福祉サービス利用希望者の手続きについて

①職場実習の実施
(11月9日～27日)
※就労アセスメントも実施します。

3年生の最後の職場実習は、卒業後の利用の第1希望先での実習を行うことを原則としています。また「就労継続支援B型」の利用希望者は「就労アセスメント」を就労移行支援事業所で行う必要があります。「就労アセスメント」は学校の実習として行います。

②利用申請福祉事業所の決定
(1月18日～29日の懇談にて)

希望する福祉事業所の定員状況や実習の評価をもとに懇談で利用申請先を決定します。

③利用申請・計画相談

お住いの市の担当係に利用申請を行います。また、相談支援事業所が「サービス等利用計画（下記参照）」を作成します（計画相談）。いずれも聞き取り調査が行われます。

- 「サービス等利用計画」とは、福祉サービスを利用するあたり、生活に必要な支援を計画、実践、評価するものです。この計画書は、指定相談支援事業者と相談しながら作成します。
- 指定相談支援事業者の選定については、福祉サービス（放課後デイサービスなど）を利用したことがある場合は、そのときに作成いただいた相談支援事業者になります。また、福祉サービスの利用がない場合は市の担当者と相談しながら選定します。

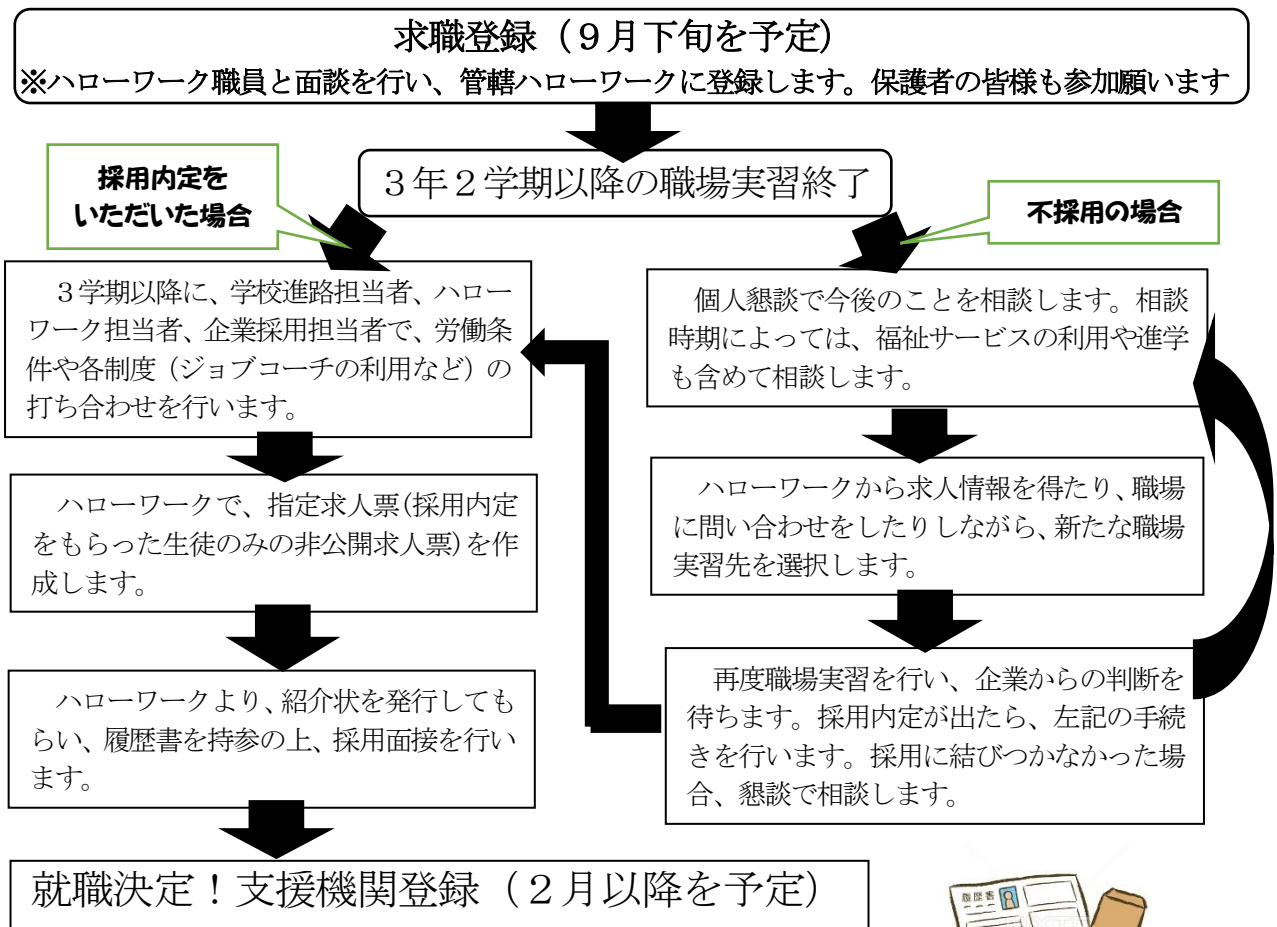
④受給者証発行・利用契約

相談支援事業所が作成した「サービス等利用計画」に署名して、市役所に提出します。後日、受給者証が発行されますので、利用申請した福祉事業所と利用契約を結びます。

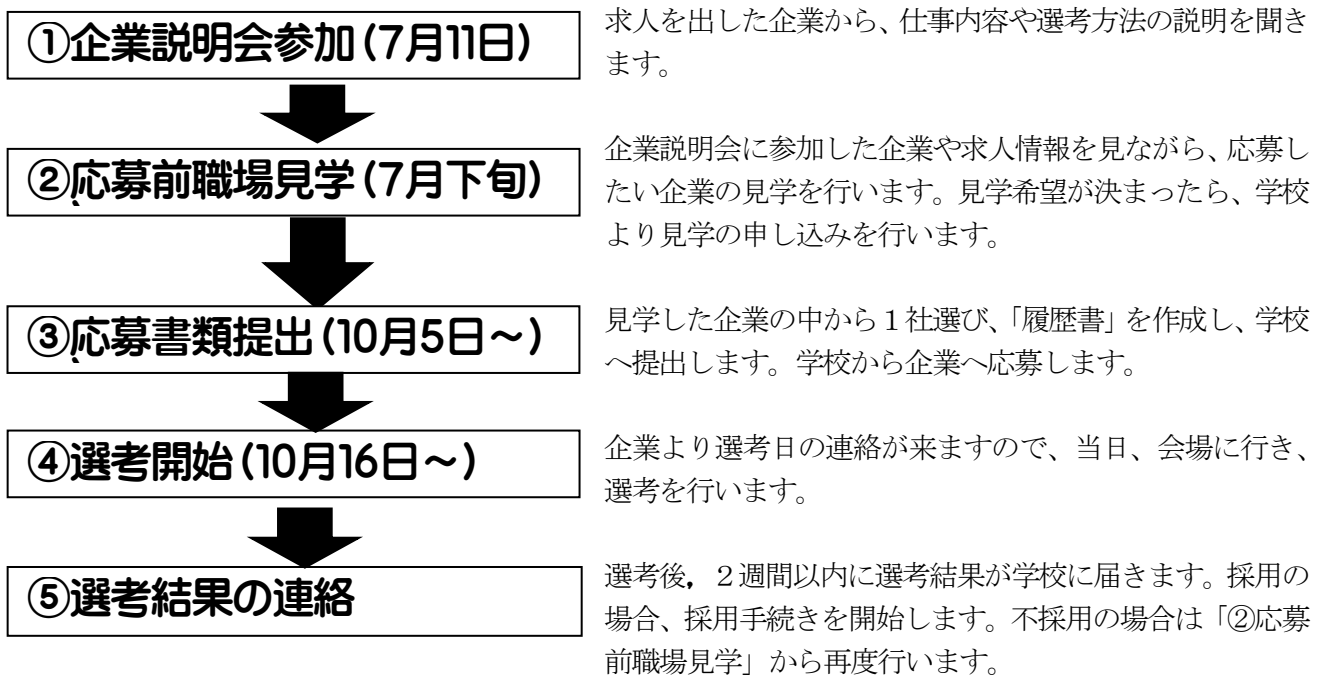
⑤利用開始



2 就職活動について（障害者雇用枠での採用）



3 就職活動について（障害者手帳がない場合：学卒）



不明な点等ございましたら、進路支援部までお問い合わせください